

阿久根市告示第18号

阿久根市旧潟土地区画整理事業地内未処分市有地購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月6日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市旧潟土地区画整理事業地内未処分市有地購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は旧潟土地区画整理事業地内の未処分市有地（以下「対象地」という。）の利用増進と子育て世帯の定住を促進するため、対象地を購入する者に対し、予算の範囲内において阿久根市旧潟土地区画整理事業地内未処分市有地購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象地の購入を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、住宅建設を業とする者又は不動産の取引を業とする者ものは除く。

- (1) 補助金の交付申請日において補助対象者と同一の世帯に属する中学生以下の子がいること。
- (2) 補助対象者又はその者と同一の世帯に属する者に市税等（市税その他の市に納付すべきものをいう。）の滞納がないこと。
- (3) 対象地を購入した後、住宅の建築を1年以内に開始し、完成後は当該住宅に居住すること。
- (4) 住宅が存する区に加入し、当該区の行事への積極的な参加を通

じ、良好な地域社会の形成に努めることができること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が対象地を購入した費用とする。

2 補助金の額は、前項の経費に1筆に当たり10分の3を乗じて得た額以内の額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、未処分市有地購入補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて対象地の所有権が移った日から30日以内又は対象地を購入した年度に属する3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 土地の売買契約書の写し
- (2) 誓約書(別記第2号様式)
- (3) 補助対象者の属する世帯全員の住民票の写し
- (4) 滞納のないことを証する書類
- (5) 補助金の振込を希望する口座の通帳の写し
- (6) 自治会に加入していることを証する書類
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定等通知)

第5条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知は、未処分市有地購入補助金交付決定及び確定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の場合においては、補助金の交付を決定した日において補助金の請求があったものとして、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第6条 規則第19条第1項の規定による補助金の交付決定の取消し又は返還は、同項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。

- (1) 対象土地の取得の目的が投機その他定住しないものであると明

らかに認められるとき。

- (2) 対象土地を取得した日から1年を経過しても住宅の建築を開始していることが確認できないとき。

(規則の適用除外)

第7条 規則第9条、第10条、第14条、第15条及び第17条の規定は、補助金について適用しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度以後の年度分の補助金について適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

(宛先) 阿久根市長

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

未処分市有地購入補助金交付申請書兼請求書

阿久根市旧潟土地区画整理事業地内未処分市有地購入補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 購入した土地の明細

- (1) 所在
- (2) 地番
- (3) 地目
- (4) 地積

2 購入金額 円

3 補助金の振込を希望する口座

金融機関名		支店名					
銀行 ・ 金庫 信金 ・ 農協		支店・支所					
普通・当座の別	普通 当座	口座番号 (右詰めで記入すること)					
フリガナ							
口座名義人							

4 添付書類

- (1) 土地の売買契約書の写し
- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) 補助対象者の属する世帯全員の住民票の写し
- (4) 滞納のないことを証する書類
- (5) 補助金の振込を希望する口座の通帳の写し
- (6) 自治会に加入していることを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

住 所
氏 名

誓約書

阿久根市旧潟土地区画整理事業地内未処分市有地購入補助金の交付を受けて購入するに
当たり、下記の事項を誓約します

記

- 1 本件補助金に係る土地に住宅の建築を1年以内に開始しない、又は当該住宅に居住し
なかつた場合は、既に交付された補助金の全部又は一部を返還すること。
- 2 市長から報告又は書類の提出を求められた場合は、速やかにその求められた報告又は
書類の提出を行うこと。
- 3 申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久根市長

未処分市有地購入補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿久根市旧潟土地区画整理事業地内未処分市有地
購入補助金については、下記のとおり交付額を決定し、同額を確定したので通知します。

記

交付決定額及び確定額 円